

職員の給与に関する勧告に当たって

平成21年 5月15日

栃木県人事委員会委員長 郡司 能熙

- 1 本日、人事委員会は、県議会及び県知事に対して、職員の給与に関する勧告を行いました。

その内容は、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当のうち、0.2月分の支給を暫定的に凍結するものです。

なお、例年実施している人事委員会勧告に向けて、現在、民間給与実態調査を実施しておりますが、その調査結果を踏まえて、今回行った暫定的な凍結措置の取扱いを含めた期末手当及び勤勉手当の適正な水準について、例年秋に実施している人事委員会勧告時において勧告を行いたいと考えております。

- 2 今回の勧告は、深刻化する経済・雇用情勢を踏まえ、人事院が実施した民間の夏季一時金に関する特別調査の結果に基づく平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置に準じて行ったものです。

- 3 県民各位におかれましては、人事委員会の給与勧告が、職員の給与を経済情勢、雇用情勢等を反映して決定される民間の給与水準と均衡させることを基本として行うものであり、勤労者としての適正な勤務条件を確保していくためのものであるということについて、十分な御理解をいただきたいと思っております。

- 4 職員においても、民間の実態を理解した上で、県民の期待と要請にこたえるよう、全体の奉仕者としての立場を常に自覚し、公正で効率的な職務の遂行に努めていただきたいと思っております。